

法定外公共物境界立会に係る提出書類一覧表

1. 提出書類

<input checked="" type="checkbox"/>	名 称	備 考
<input type="checkbox"/>	法定外公共物境界立会申請書	
<input type="checkbox"/>	委任状	代理人を指定する場合
<input type="checkbox"/>	隣接土地所有者調書	
<input type="checkbox"/>	不動産登記法第 14 条の地図の写し	14 条地図が法務局に備え付けられていない場合は、地図に準ずる図面（公図）の写し
<input type="checkbox"/>	土地の登記簿謄本	
<input type="checkbox"/>	印鑑証明書	申請者が官公署の場合は不要
<input type="checkbox"/>	付近見取図	
<input type="checkbox"/>	実測平面図	立会時に提出してください。

2. 留意事項

- 1 申請書には、申請地所有者の実印を押してください。申請地所有者が代理人を指定するときは、「委任状」を添付し、委任状に実印を押してください。
- 2 公図の写しは、登記所備付けの地図によること。道路、水路等は、旧公図も閲覧し、必ずそのとおりに着色してください。
境界確定の協議に必要な資料ですから、正確かつ広範囲（B4 以上）に謄写し、縮尺（表示されているもののみ）、法務局名、調査年月日及び調査者氏名を記入してください。
- 3 土地の登記簿謄本及び印鑑証明書は、発行後 3 か月以内のものに限ります。
- 4 付近見取図は、住宅地図、都市計画基本図等によることとし、申請箇所を朱色で表示してください。
- 5 実測平面図は、現地の形状が明確に把握できるよう周辺部も含め、道路、水路、境界標識、塀、屋敷等の地形地物を明記してください。（縮尺は 250 分の 1 を標準とし、方位、土地の地番、所在地を記入のこと。）
- 6 申請地の土地名義人が死亡し、相続の手続きがなされていない場合は、相続関係を示す説明図を作成し、作成者氏名を記入し押印してください。
- 7 事前に公図、旧公図等を十分に調査するとともに、町所有の法定外公共物であることを役場農林課に確認のうえ申請してください。

3. 申請・問合せ先 五戸町建設整備課 TEL0178-62-7961（直通）